

## 和歌山県警備実施要則

(制定：昭和39年11月5日 和歌山県公安委員会規程第3号)

和歌山県警備実施要則を次のように定める。

### 和歌山県警備実施要則

和歌山県警察における警備実施については、警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）の定めによるほか、必要な事項は和歌山県警察本部長が定めるものとする。